三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

3　法第十条の二の二第四項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額及び法第十条の二の二第三項の規定による控除をすべき金額があるときは、まず当該配当控除の額及び同項の規定による控除をすべき金額を控除し、次に同条第四項の規定による控除をすべき金額を控除する。

4　法第十条の二の二第三項又は第四項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の六までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第九項、第五条の五第八項及び第五条の六第五項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

第十二条の二条の三第二項中「、法第八条第二項並びに第十条の二第三項及び第四項」を「及び法第八条第二項」に改め、「、第十条の四第三項及び第四項、第十条の五第一項」を削り、同条第四項中「及び第五条の七から第五条の九まで」を削り、「第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の七第三項、第五条の八第五項及び第五条の九第一項」を「第五条の四第九項及び第五条の五第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）

第十二条の三の二　法第十条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において法第十条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

2　法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の三の二第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

3　法第十条の三の二第一項ただし書に規定する所得税の額として政令で定める金額は、同項及び法第八条第二項の規定、所得税法第九十五条の規定並びに租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十一条の十一条の十八第二項、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三第一項、第四十一条の十九の二第一項、第四十一条の十九の三第一項及び第二項、第四十一条の十九の四第一項及び第二項並びに第四十一条の十九の五第一項の規定を適用しないで計算したその年分の総所得金額に係る所得税の額に利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、譲渡所得の金額（所得税法第三十三条第三項第二号に掲げる所得に係る部分については、その金額の二分の一に相当する金額）、一時所得の金額の二分の一に相当する金額及び雑所得の金額の合計額のうちに事業所得の金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

4　法第十条の三の二第一項の規定の適用がある場合における租税特別措置法施行令第五条の三から第五条の五までの規定の適用については、同令第五条の三第二項、第五条の四第九項及び第五条の五第八項中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十条の三の二第一項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

第十二条の四中「第五条の九」を「第五条の七」に、「並びに第十条の三第一項」を「、第十条の二の二第三項及び第四項、第十条の三第一項並びに第十条の三の二第一項」に、「及び震災特例法第十条の三第一項」を「、震災特例法第十条の二の二第三項又は第四項の規定、震災特例法第十条の三第一項の規定及び震災特例法第十条の三の二第一項」に、「及び第十条の三第四項」を「、第十条の二の二第九項、第十条の三第五項及び第十条の三の二第四項」に、「並びに同法」を「、同法第十条の二の二第三項及び第四項（避難解除区域において機械等を取得した場合の所得税額の特別控除）の規定、同法」に、「特別控除）の規定を」を「特別控除）の規定並びに同法第十条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の所得税額の特別控除）の規定を」に改める。

第十五条の二第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第十五条の二第一項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項第二号及び同条第二項第一号から第七号までの規定中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第十七条を第十六条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）

第十七条　法第十七条第一項の規定により法人税法第五十九条第二項の規定を読み替えて適用する場合における法人税法施行令第九条及び第百十二条第九項（同令第百十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同令第九条第一項第一号ヘ中「損金算入）」とあるのは「損金算入）（同条第二項の規定を東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十七条第一項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同令第百十二条第九項中「損金算入）」とあるのは「損金算入）（同条第二項の規定を震災特例法第十七条第一項（被災法人について債務免除等があった場合の欠損金の損金算入の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同項第一号ハ中「第五十九条第二項（震災特例法第十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第十七条の二第四項中「第四十二条の十三第一項」を「第四十二条の十三第一項後段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第十七条の二の二　法第十七条の二の二第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除）の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の二の二第二項若しくは第三項（避難解除区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項後段」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段」とする。

第十七条の三第二項中「第四十二条の十三第一項」を「第四十二条の十三第一項後段」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）

第十七条の三の二　法第十七条の三の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　平成二十三年三月十一日において法第十七条の三の二第一項に規定する避難対象区域（次号において「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していた者

二　平成二十三年三月十一日において避難対象区域内に居住していた者

2　法第十七条の三の二第一項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百三十九条の十の規定の適用については、同条中「特別控除）の規定」とあるのは「特別控除）若しくは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十七条の三の二第一項（避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、「同法第四十二条の十三第一項後段」とあるのは「同法第十七条の四第一項（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えられた租税特別措置法第四十二条の十三第一項後段」とする。